9 航空機騒音に係る環境基準

(1) 宮崎空港について

類型区分	基 準 値	あてはめる地域
		宮崎市(宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高
		岡町の区域を除く。)の区域のうち、都市計画法(昭和
I	Lden 57 デシベル	43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1
	以下	種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種
		中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域であ
		る地域
		宮崎市(宮崎市田野町、宮崎市佐土原町及び宮崎市高
П	Lden 62 デシベル	岡町の区域を除く。)の区域のうち、類型Iをあてはめ
	以下	る地域以外の地域。ただし、宮崎空港敷地である地域又
		は都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地
		域は除きます。

(2) 新田原飛行場について

類型区分	基 準 値	あてはめる地域
		宮崎市(佐土原町)、西都市及び新富町の区域のう
	Lden 57 デシベル	ち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低
I	以下	層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高
		層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域である地
		域
		宮崎市(佐土原町)、西都市及び新富町の区域のう
П	Lden 62 デシベル	ち、類型Iをあてはめる地域以外の地域。ただし、新田
	以下	原飛行場敷地である地域又は都市計画法第8条第1項第
		1号に規定する工業専用地域は除きます。